

第53回 鹿児島市都市計画審議会 議事概要

1 日時等

平成26年9月26日(金) 10時～10時58分
市役所東別館9階 特別中会議室

2 議案等

- 第1号 鹿児島都市計画土地区画整理事業の変更について [市決定、付議]
(原良地区)
- 第2号 鹿児島都市計画地区計画の決定について [市決定、付議]
(シャイニーヒル広木地区)
- 報告 立地適正化計画の策定について

3 出席委員(18名)

- 第1号委員 学識経験のある者
宮廻委員、笹川委員、米永委員、松下委員、玉川委員、寺岡委員、三嶽委員、西委員
- 第2号委員 市議会の議員
大森委員、小川委員
- 第3号委員 関係行政機関の職員
福本委員、待鳥委員
- 第4号委員 鹿児島県の職員
水迫委員(代理)、満留委員(代理)
- 第5号委員 その他市長が必要と認める者
南委員、有山委員、三原委員、宮竹委員

4 欠席委員(2名)

- 第1号委員 木方委員、内田委員

5 出席職員

- (1) 議案第1号 鮫島都市計画部長、新屋区画整理課長
(2) 議案第2号 鮫島都市計画部長、坂元都市計画課長

6 審議結果

議案第1号及び議案第2号の2議案について、「案に異議なし」の答申を受けました。

7 質疑等(○委員 当局)

- 第1号 施行区域の面積の変更は、測量した結果に基づくものか。
今回現地で実測した結果、面積は約72.8haであった。昭和37年の都市計画で約74.4haとなっていた理由については、あくまでも推測であるが、当時は図面上で計画区域を定めたことによるものと考えている。変更前後で施行区域は変わらない。
- 第2号 (県交通規制課)土地開発に伴い、県道永吉入佐鹿児島線からのアクセス部に右折レーンが設置されるが、紫原側の道路の曲線が厳しくなるので問題があるのではと県警から再検討をお願いしていた。その後どうなっているのか。
○(県鹿児島地域振興局)以前は、用地の問題があって拡張できない状況であ

ったが、昨年度、用地の契約ができたことから、今年度、拡幅工事を行っており、通常的设计速度 40 km に対応できると考えている。

市街化調整区域において開発できる根拠は、市街化区域に隣接しているということか。

平成 16 年に市街化調整区域でも開発が可能となる条例を定めている。

敷地の最低面積 200 m²以上というのは、条例に定められているのか。

市街化調整区域を開発する場合の基準であり、地区計画にもこれを準用する。

残地緑地は市が管理するのか。

地権者である開発業者が管理する。

報 告 計画の策定には、公共交通などいろいろな部局とのマッチングをしていかなければならないとのことであるが、今の時点でおおよその策定期間は。

本市としては、まず準備段階に入り、なるべく早く策定したいということを発表したところである。

8 議事録署名委員

笹川委員、南委員